

# 準特3地域の指定解除 国交省

国土交通省は10月31日、改正タクシー特措法の準特3地域の新規指定・解除を決定、茨城・鹿行交通圏（神栖、鹿嶋など5市）を追加することにも、大阪・

泉州交通圏（岸和田市、泉佐野市など大阪南部エリア）と愛知・東三河南部交通圏（豊橋市など）、鹿児島・鹿屋交通圏の3地域を解除した。全国の準特の数は1

53となった。改正告示を官報で公示した。準特解除はいずれも、直近の2013年度実績1日1車当たり（日車）営業収入と日車実車キロが規制緩和前の01年度の水準を上回り、指定要件に合致しなかった。特措法の台数規制から外れ、道路運送法の下、増車・新規参入が原則自由にでき、運賃規制も届け出制の公定幅から、格安の設定も可能な自動認可枠に戻す。泉州は関西国際空港を抱え、訪日外国人の増加でタクシーの需要も高まったことが一因とされる。大阪府・大阪市の国家戦略特区・規制緩和提案の影響に関し、国交省は「指定基準で判断しただけ」と説明。東

三河南部にはトヨタ自動車の本社があり、鹿屋は従来減車が進んでいた。法定の協議会が不要になるが、同省は「解除は活性化などの取り組みの成果。地域で話し合ったような場は続けてほしい」としている。鹿行の新指定は地元の業界が求め、自治体の首長が要請する仕組みに基づき、神栖市長が手続きした。13年度の日車実車キロが01年度実績を10%下回るという要件（人口10万人以上の都市を含まない区域対象）を満した。指定期間は17年9月末までの3年弱。協議会が発足し、公定幅運賃が設定される。東京特別区・武三、大阪市域など他の152エリアは指定要件に合し、準特が継続された。